

**総括安全衛生管理者** 労働安全衛生法第10条 (労働安全衛生法施行令第2条、労働安全衛生規則第2条等)

- ◎ 一定の業種および規模の事業場においては、事業を実質的に統括管理する者を「総括安全衛生管理者」として選任することが必要です。
- ◎ 「総括安全衛生管理者」を選任、解任、変更したときは、遅滞なく監督署に報告することが必要です。(定期的な報告は必要ありません)

◎ 総括安全衛生管理者の選任を要する事業場の業種と規模

業 種	事業場の規模
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	100人以上
製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	300人以上
その他の業種	1,000人以上

◎ 総括安全衛生管理者の資格要件

社長、工場長、所長、店長、支店長など、事業の実施を実質的に統括管理する権限・責任を有する者であることが要件です。

◎ 総括安全衛生管理者の職務

- 安全管理者、衛生管理者等を指揮する他、次の業務を統括管理します。
- (1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
  - (2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
  - (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
  - (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
  - (5) 労働災害を防止するため必要な下記の業務
    - ① 安全衛生に関する方針の表明に関すること
    - ② リスクアセスメント、化学物質リスクアセスメント及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
    - ③ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること

**安全管理者** 労働安全衛生法第11条 (労働安全衛生法施行令第3条、労働安全衛生規則第4条等)

- ◎ 一定の業種および規模の事業場においては、資格要件を満たす者から「安全管理者」を選任することが必要です。
- ◎ 「安全管理者」を選任、解任、変更したときは、遅滞なく監督署に報告することが必要です。(定期的な報告は必要ありません)

◎ 安全管理者の選任を要する事業場の業種と規模

業 種	事業場の規模
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上

◎ 次に該当する事業場は、安全管理者のうち一人を専任の安全管理者(他の職務を兼務しない)とすることが必要です。

建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	300人以上
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500人以上
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1,000人以上
その他の業種	2,000人以上

◎ 安全管理者の資格要件

事業場に専属の者で、次のいずれかに該当することが要件です。

- ① 『安全管理者選任時講習』を修了し、かつ下表の産業安全の実務に従事した経験を有する者

学 歴	産業安全の実務
大学・高等専門学校を卒業 理 科 系 統 (機械工学科、土木工学科、農業土木課、化学科等)	2年以上
理 科 系 統 以 外	4年以上
高等学校等を卒業 理 科 系 統 (機械科、金属工学科、造船科等)	4年以上
理 科 系 統 以 外	6年以上
上記以外の学歴	7年以上
その他	職業能力開発促進法に基づく職業訓練等の修了者で、告示に定める産業安全の実務経験を有する者

※「産業安全の実務」とは、必ずしも安全関係専門の業務に限定する趣旨ではなく、生産ラインにおける管理業務も含めます。

- ② 労働安全コンサルタント  
③ 平成18年10月1日時点において安全管理者として選任された経験が2年以上である者(経過措置)

- ④ 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検および整備  
⑤ 作業の安全についての教育および訓練  
⑥ 発生した災害原因の調査および対策の検討  
⑦ 消防および避難の訓練  
⑧ 作業主任者その他安全に関する補助者の監督  
⑨ 安全に関する資料の作成、しゅう集および重要事項の記録  
⑩ その事業の労働者が行なう作業が他の事業の労働者が行なう作業と同一の場所において行われる場合における安全に関し、必要な措置

**衛生管理者** 労働安全衛生法第12条 (労働安全衛生法施行令第4条、労働安全衛生規則第7条等)

- ◎ 労働者数50人以上の事業場は、規模および業種に応じて定められた数の「衛生管理者」を選任することが必要です。
- ◎ 「衛生管理者」を選任、解任、変更したときは、遅滞なく監督署に報告することが必要です。(定期的な報告は必要ありません)

◎ 衛生管理者の選任を要する事業場および必要な選任数

**常時50人以上**  
の労働者を使用する全ての事業場

労働者数	選任数
50人～200人	1人
201人～500人	2人
501人～1,000人	3人
1,001人～2,000人	4人
2,001人～3,000人	5人
3,001人以上	6人

◎ 次に該当する事業場は、衛生管理者のうち一人を専任の衛生管理者(他の職務を兼務しない)とすることが必要です。

- ① 業種にかかわらず常時1,000人を超える労働者を使用する事業場  
② 常時500人を超える労働者を使用し、かつ、一定の有害な業務に常時30人以上の労働者を従事させる事業場(詳細は裏面表1参照)

◎ 衛生管理者として選任できる者の資格要件

事業場に専属の者で、次のいずれかに該当することが要件です。

- ① 事業場の業種に応じ、下表のいずれかの免許資格を有する者

業 種	必要な免許資格(いずれか)
農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業、清掃業	・衛生工学衛生管理者免許 ・第一種衛生管理者免許
その他の業種	・衛生工学衛生管理者免許 ・第一種衛生管理者免許 ・第二種衛生管理者免許

- ② 事業場の業種に関わらず、次のいずれかに該当する者

- ・医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント
- ・在職中の保健の教科についての中学校・高等学校・養護教諭免許状取得者で、常勤の者
- ・保健体育に関する科目を担当する大学・高等専門学校教授、准教授、講師で常勤の者

(参考) 第一種衛生管理者を無試験で取得できる者

- ・保健師免許取得者、薬剤師免許取得者
- ・大学または高等専門学校で医学に関する課程を修めて卒業した者
- ・所定の大学の保健衛生に関する学科を卒業した者で、所定の科目を修めた者

## 衛生工学衛生管理者 労働安全衛生法第12条(労働安全衛生規則第7条、第12条等)

- ◎ 一定の規模、一定の有害な業務を有する事業場は、衛生管理者の内一人を「衛生工学衛生管理者」免許取得者から選任することが必要です。
- ◎ 「衛生工学衛生管理者」を選任、解任、変更したときは、遅滞なく監督署に報告することが必要です。(定期的な報告は必要ありません)

## ◎ 衛生工学衛生管理者の選任を要する事業場

次に該当する事業場は、**衛生管理者のうち一人**を「衛生工学衛生管理者免許」取得者から選任することが必要です。

- ◎ 常時500人を超える労働者を使用し、かつ、一定の有害な業務に常時30人以上の労働者を従事させる事業場  
(詳細は下記表1参照)

## ◎ 衛生工学衛生管理者の職務

衛生に係る技術的事項で衛生工学に関する下記事項を管理すること

- ① 作業環境の測定およびその評価
- ② 作業環境内の労働衛生関係施設的设计、施工、点検、改善等
- ③ 作業方法の衛生工学的改善
- ④ その他職務上の記録の整備等

## ◎ 衛生工学衛生管理者の資格要件

「衛生工学衛生管理者免許」取得者であることが要件です。

## (参考) 衛生工学衛生管理者免許を取得できる者

次のいずれかに該当し、かつ「衛生工学衛生管理者に係る講習」を修了することが必要です。

- ・学校教育法による大学又は高等専門学校において、工学又は理学に関する課程を修めて卒業した者
- ・職業能力開発促進法による職業能力開発大学校における長期課程の指導員訓練を修了した者
- ・労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ・第一種衛生管理者免許試験に合格した者
- ・学校教育法による大学において、保健衛生に関する学科を専攻して卒業した者で労働衛生に関する講座又は学科目を修めたもの
- ・作業環境測定士となる資格を有する者

## 産業医 労働安全衛生法第13条(労働安全衛生法施行令第5条、労働安全衛生規則第13条等)

- ◎ 労働者数50人以上の事業場は、規模に応じて定められた数の「産業医」を選任することが必要です。
- ◎ 「産業医」を選任、解任、変更したときは、遅滞なく監督署に報告することが必要です。(定期的な報告は必要ありません)

## ◎ 産業医の選任を要する事業場および必要な選任数

## 常時50人以上

の労働者を使用する全ての事業場

労働者数	選任数
50人～3,000人	1人
3,001人以上	2人

## ◎ 次に該当する事業場は、事業場専属の産業医を選任することが必要です。

- ① 業種にかかわらず常時1,000人以上の労働者を使用する事業場
- ② 一定の有害な環境における業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業場(詳細は下記表2参照)

## ◎ 平成29年4月1日以降、以下の役職にある者を産業医として選任することはできません。

- ① 法人の代表者又は事業経営主(事業者の代表者)  
(例) 代表取締役、医療法人又は社会福祉法人の理事長
- ② 事業場においてその事業の実施を統括管理する者(事業場代表者)  
(例) 病院または診療所の院長、老人福祉施設の施設長

## ◎ 産業医の職務

- (1) 少なくとも毎月1回(産業医が、事業者から、毎月1回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であつて、事業者の同意を得ているときは、少なくとも2月に1回) 作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずること
- ① 衛生管理者が行う巡視の結果
- ② その他労働者の健康障害防止、健康保持のために必要な情報で、衛生委員会等における調査審議を経て提供することとしたもの

## (2) 労働者の健康管理等にかかる、下記の事項を行うこと

- ① 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- ② 長時間労働者に対する面接指導等の実施及びこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- ③ ストレスチェック並びに面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- ④ 作業環境の維持管理に関すること
- ⑤ 作業の管理に関すること
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること
- ⑦ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- ⑧ 衛生教育に関すること
- ⑨ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

## ◎ 表1 労働基準法施行規則 第18条の業務

- (1) 常時500人を超える労働者を使用し、かつ、下記のいずれかの業務に常時30人以上の労働者を従事させる事業場は、衛生管理者のうち一人を専任の衛生管理者とすることが必要です。
- (2) 常時500人を超える労働者を使用し、かつ、下記1,3,4,5,9のいずれかの業務に常時30人以上の労働者を従事させる事業場は、衛生管理者のうち一人を衛生工学衛生管理者免許取得者から選任することが必要です。
  1. 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
  2. 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
  3. ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
  4. 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
  5. 異常気圧下における業務
  6. 削岩機、鋳(びよう)打機等の使用によつて身体に著しい振動を与える業務
  7. 重量物の取扱い等重激なる業務
  8. ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
  9. 鉛、水銀、クロム、砒(び)素、黄りん、弗(ふつ)素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務
  10. 前各号のほか、厚生労働大臣の指定する業務

## ◎ 表2 安全衛生規則第13条第1項第2号の業務

- (1) 下記のいずれかの業務に、常時500人以上の労働者を従事させる事業場は、事業場専属の産業医を選任することが必要です。
  - イ. 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
  - ロ. 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
  - ハ. ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
  - ニ. 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
  - ホ. 異常気圧下における業務
  - ヘ. さく岩機、鋳(びよう)打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
  - ト. 重量物の取扱い等重激な業務
  - チ. ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
  - リ. 坑内における業務
  - ヌ. 深夜業を含む業務
  - ル. 水銀、砒(び)素、黄りん、弗(ふつ)化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取扱う業務
  - ヲ. 鉛、水銀、クロム、砒(び)素、黄りん、弗(ふつ)化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務
  - ワ. 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
  - カ. その他厚生労働大臣が定める業務

## ■ 注意事項 ■ 全ての項目に共通です。

- ◎ 原則的に、同一場所で行われる同一企業の事業活動を一つの「事業場」とみなします。場所的に離れているものは別事業場とみなします。
- ◎ 「常時使用する労働者」には、正規従業員のほかパート・アルバイト等の労働者や、別企業から派遣されている労働者を含めます。
- ◎ 製造業の本社等で製造等を行わない、いわゆる本社機能のみを有する事業場は「その他の業種」に含まれます。